

国際定期便利用促進協議会負担金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (毎年5月1日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ※この負担金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この負担金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期、提出書類を含め、支払い手続きについて、記載ください。

資料提出・問い合わせ先 観光交流局観光戦略課
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
0857-26-7221 kankou@pref.tottori.jp